

人と自然が響きあう『ハーモニーガーデン上里』

第二期関根町政スタート



5月11日(火)、関根町長初登庁

開かれた町政の

実現を目指して

上里町長 関根孝道



町民の皆様へ、三期目の町長就任にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

木々の緑が鮮やかに風薫る候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、去る4月18日執行の上里町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ各方面からの力強いご支援をいただき無投票により三期目の当選を果たし、5月11日より三期目の町政がスタートいたしました。

これからは、第四次上里町総合振興計画の将来像「人と自然が響きあう『ハーモニーガーデン上里』」に向けて、豊かな自然環境を生かし開かれた町政の実現を目指し、積極的に町政を進

めて参りたいと考えております。

現在、町を取り巻く社会経済情勢の中で少子高齢化や環境問題、産業活性化など多くの課題を抱え、さらに人口が減少する時代となり量から質へ、ハードからソフトへのまちづくりの転換が求められる状況となっております。このような中、本町では新たな活性化策の積極的な導入を図るとともに行政運営と財政の健全化を確保するため、新行政改革推進プランに基づく取り組みを行って参ります。少子高齢化社会の到来により、増大する医療、福祉、介護、子育て支援などに必要とされる経費は、今後さらに増大するものと考えられます。

また、町の重要施策に位置付けられている上里サービスイリア周辺地区整備事業の推進、公共下水道事業の推進、上里中学校校舎の建て替えをはじめとする校舎の耐震化対策の実施、都市計画道路古新田四ツ谷線の整備など重要なプロジェクトの達成に向け全力で取り組んで参ります。

明るく住みよい上里町をつくるため、誠意と熱意をもって頑張ってお参りますので、町民の皆様におかれましては、今後ともご協力とご支援のほど重ねてお願い申し上げます。三期目の就任にあたってのごあいさついたします。

まだ間に合います！

特定健康診査の申し込みはお済みですか？

40歳以上の上里町国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、6月から健康診査を実施しています。

すでに申し込みをされている方には、順次、受診券を郵送しています。日程等をご確認のうえ、忘れずに受診してください。

これからの申し込みについては、さらに多くの方に受診していただくため、4月に郵送した申込書のほか、6月7日(月)より電話での申し込みも受付します。定員に余裕がある日もありますので、申し込みや予約日の変更などはお早めにご連絡ください。

【申し込み可能な健康診査日程】

7月	5日(月)・ 6日(火)・ 7日(水)
8月	24日(火)・ 25日(水)

受付時間…午後1時～2時

会 場…ワープ上里(上里勤労者総合文化センター)

料 金…1,000円

【検査内容】

問診、理学的検査(身体診察)、身長・体重・腹囲の測定、BMI(肥満度)の判定、血圧測定、尿検査、血液検査(肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・貧血検査)、心電図検査、眼底検査

問合せ…健康保険課医療年金係 ☎35-1221内線1221~1225

平成22年度区長会役員構成を お知らせします。

会 長	北山 芳宣			
副会長	小野 英彦 榎原 省二	堀込 正義 杉山 正治		
理 事	深江 哲男 菅原 賢一 栗原 尚男	栗原 義和 保延 勝美		
監 事	野村 誠一	池田 勝巳		

町内各小・中学校の 緊急点検が行われました。

4月に茨城県の高校で2階の手すりが崩れ、生徒2名が転落してけがをする事故が起きました。

この事故を受けて、町では5月10日(月)に校長先生の立ち会いのもと、設計士による町内各小・中学校の緊急点検を実施しました。

今後、緊急性が高い箇所より、順次、改修工事を実施していきます。



子ども手当受給者の方へ

『現況届』の提出を忘れず！

子ども手当の受給が認定されている方は、6月中に『現況届』の提出が必要です。(4月、5月に新規認定請求をした方は提出の必要はありません。)

現況届は、6月1日における状況を記載し、子ども手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するための重要なものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりま

すのでご注意ください。提出が必要な受給者あてには、6月上旬に『現況届』の用紙を郵送します。6月30日(水)までに福祉こども課に提出してください。

【現況届に必要な添付書類】

- ◆受給者がサラリーマン等(厚生年金加入の方)の場合は、受給者の方の健康保険証のコピーを現況届の裏面に糊付けしてください。(児童の保険証ではありません。)
- ◆その他必要に応じて提出する書類があります。

問合せ：福祉こども課こども青少年係

☎35-1236(直)



～健康ですこやかな暮らしを支える大切な制度～

『国民健康保険』

よくある質問と回答を紹介します。

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者の皆さんがお金(保険税)を出し合い、医療費の補助などにあてる助け合いの制度です。

国民健康保険税(以下「保険税」)は、皆さんの国民健康保険を運営するための大切な財源です。国の補助と合わせて、皆さんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金・葬祭費・介護納付金などの給付の費用にあてられるものです。

なお、保険税の税率等は、納税通知書、特別徴収税額の通知書、変更通知書、上里町ホームページ(<http://www.town.kamisato.saitama.jp>)等に記載してありますので、参考にしてください。

◆問合せ…税務課住民税係【☎35-1220内線1131・1132・1133】

Q: 会社を退職したのですが、保険税はどうなるのですか？

A: 社会保険等から抜けた月より、月割りで保険税が課税になります。国民健康保険の1年間は4月～翌年3月で、上里町では8期に分けて納めていただきます。加入手続きが済んでいない方は、社会保険の資格喪失証明書(扶養者がいた場合はその方の氏名も記載された書類)、認印を持参して、健康保険課医療年金係(1階⑥番窓口)までお願いします。

Q: 会社の倒産により退職したのですが、保険税は安くなりますか？

A: 非自発的失業(「倒産・解雇などによる離職」や「雇止めなどによる離職」)をされた方は、申請により保険税が軽減されます。詳しくは広報5月号をご覧ください。

Q: 会社に就職したのですが、保険税はどうなるのですか？

A: 社会保険等に加入した

月から、月割りで保険税が減額になります。納めすぎたものは、還付又は以降の保険税に充当します。喪失手続きが済んでいない方は、社会保険の保険証と国民健康保険者証、認印を持参して健康保険課医療年金係(1階⑥番窓口)までお願いします。

Q: 加入者は私(子)一人ですが、社会保険に加入している父あてに保険税の納付書が届いたのはなぜですか？

A: 国民健康保険は世帯主課税となっています。したがって、社会保険に加入している世帯主でも、保険税が課税されますが、課税内容は加入者分だけです。

Q: 会社を退職する予定です。社会保険の任意継続と国民健康保険、どちらに加入するか迷っています。保険税はどのくらいになりますか？

A: 国民健康保険の税額は個人ごとに違います。税務課住民税係(1階⑩番窓口)で税額の試算ができます。ただし、昨年中の所得

が未申告の方や、今年になって上里町に転入された方は、試算できない場合があります。

Q: 10月に退職し国民健康保険に加入したが、会社の10月分給与から保険料が引かれていて、二重払いになるのでは？

A: 給与から引かれている保険料が何月分なのか会社に確認してください。一般的に前月分の保険料を、翌月の給与から引いていることが多いようです。国民健康保険は加入手続の属する月から月割りで課税になりますので、もし、給与から引かれている保険料が10月分ならば会社から返してもらうこととなります。

Q: 満40歳になった翌月に、国民健康保険の納税通知書(増額)が届いたのはなぜですか？

A: 満40歳になると、介護保険2号被保険者に該当します。加入している保険制度の税(料)に含めて納付するもので、誕生日の属する月分から負担になります。なお、介護年齢基準日は誕

生日の前日です。

Q:「納税通知書」と「特別徴収税額の通知書」の2通、届きましたか? どういうことですか?

A: 本年10月から、保険税を年金から引いて納めていただく方となります。年税額の半分を納付書又は口座振替で(7・8・9月)、後半分を年金から(10・12・2月)の納税となります。申し出により、年金からではなく口座振替による納付方法に変更することもできます。

Q: 父の保険税を私が負担しています。その負担した額を、年末調整や確定申告で使えますか?

A: 納付書又は口座振替で納付したものは使えません。年金から引いて納めていただいたものは、その年金受給者のみ、社会保険料控除の中に含めることができます。実際は別の方(子供等)が負担しているという場合は、口座振替による納付方法に変更してください。

Q: 軽減制度とはどういうものですか?

A: 加入者全員(擬制世帯主も含む)の前年中の合計所得が、一定の範囲内であれば国民健康保険税の均等割と平等割が減額になります。合計所得が33万円以下で7割、33万円+(世帯主を除く被保険者数×24・5万円)以下で5割、33万円+(世帯主を除く被保険者数×35万円)以下で2割減額になります。世帯の中に申告が済んでない方がいると、軽減の対

象となりませんのでご注意ください。16歳以上で国民健康保険に加入されている方は必ず申告をお願いする必要があります。(扶養になつていない方も必要です。)

Q: 災害に遭い、収入が減少して保険税を納めるのが大変です。どうしたらよいでしょうか?

A: 税務課収税係で納付の相談を随時行っています。また、減免制度(要審査)(災害・障害・病气・拘禁等)もありますので、ご相談ください。

納税窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ

◆6月の開庁日

[夜間(午後8時まで)]

6月25日(金)

[休日(午前8時30分~正午)]

6月13日(日)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220(直通)】

- 税の納付は便利、確実な『口座振替』のご利用を!
- 税は納期限内に納めましょう!

国民年金コーナー

国民年金保険料には多段階免除制度があります。

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除されます。以前から全額免除と半額免除がありましたが、それに加え、平成18年7月からは4分の1免除と4分の3免除が導入されました。被保険者の方々の負担能力に対応できるように段階的に免除基準を設定して、納付しやすい環境づくりを目指します。

<免除の対象となる所得(収入)の目安>

※()内は給与所得者の年収ベースの目安

<免除承認期間>

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦・16歳未満の子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

申請月	承認期間
22年7月まで	21年7月~22年6月 (20年所得で審査)
22年8月~23年7月	22年7月~23年6月 (21年所得で審査)

- ・()内の収入の目安は、収入のすべてが給与所得であった場合を仮定して計算しています。
- ・社会保険料控除などの控除額が各個人で異なるためこの表はあくまで目安となります。
- ・4人世帯及び2人世帯のご夫婦は、夫又は妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合です。

◆問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222内線1221~1225】

熊谷年金事務所(埼玉県国民年金電話相談センター)【☎048-525-1844】

No.311